



発行 新潟県

第1号

令和元年5月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1 保安林の指定予定（治山課）
- 2 保安林の指定予定（治山課）
- 3 保安林の指定予定（治山課）
- 4 保安林の指定予定（治山課）
- 5 保安林の指定予定（治山課）
- 6 保安林の指定予定（治山課）
- 7 保安林の指定予定（治山課）
- 8 保安林の指定解除（治山課）

公 告

- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

選挙管理委員会告示

- 1 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 2 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 3 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県三島郡出雲崎町大字小釜谷字横手1の2、2の1から2の3まで、448、450の1、450の3、451の1から451の4まで、484の2、485の2、489の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県長岡市東川口字五郎谷200の1、200の2（次の図に示す部分に限る。）、200の11、200の17、202、207
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県魚沼市原字カクシ沢142の1、142の丑、143、144の1、144の2、145、146、147の1から147の3まで、154の1、196から198まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県十日町市高道山字下原ト395からト397まで、倉俣字孝々淵島甲2630
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市板倉区山越字藤塚556から558まで、613、614、617、619の1から619の4まで、620の1、620の2、621、622、624から636まで、636の1、637、638、639の1、639の子、640の1、641、679

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市吉野屋字蛇腹乙985から乙987まで、乙990、乙990の1、乙991、乙991の子、乙992の1、乙992の2、乙993、乙993の子、乙994から乙996まで、乙997の1、乙997の2、乙998から乙1004まで、乙1034の3、乙1034の6、乙1035の1、乙1035の2、乙1036の1、乙1037の1、乙1037の6、乙1038の子、乙1053、乙1053の1、乙1054の1、乙1054の2、乙1055、乙1055の子、乙1056の1、乙1056の2、乙1057の1、乙1057の2、字田川乙1076の1から乙1076の3まで、乙1077、乙1077の子、字甚右エ門畑乙1103の1、乙1103の2、乙1104から乙1109まで、乙1114から乙1116まで、乙1248から乙1250まで、字戸倉屋敷乙1123、乙1124の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県糸魚川市大字山寺字後澤323の57、字宮ノ上858の3、858の23、858の35、858の49、1039の1、1039の3、字寺沢945の39、945の41、945の53、946の1、946の2、947、948、998の2、字落シ1364、1367の2、1409、1417、1428、1430、1432、1433、1437、1446、1447、1453の5、字水頭1463の6、字角カ平1521の3、1529

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月7日

新潟県佐渡地域振興局長

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

新潟県佐渡市河原田本町字砂415の6

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

新潟県佐渡市河原田本町字砂415の6

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、I P R形移動用無線機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年5月7日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
I P R形移動用無線機 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和2年3月19日(木)
 - (4) 納入場所
新潟県警察本部地域部通信指令課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
 - (4) 入札参加申請書等の提出にあたり、事前に新潟県警察本部地域部通信指令課から詳細仕様書の交付を受けた者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp
 - (2) 入札説明書の交付等
入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。
 - (3) 入札書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
 - (4) 入札書の受領期限
令和元年6月17日(月) 午後5時
 - (5) 開札の日時及び場所
令和元年6月18日(火) 午後2時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室
- 4 その他
- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和元年5月15日(水)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
 - (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、事前に新潟県警察本部地域部通信指令課から詳細仕様書の交付を受けた上で、入札参加申請書等を令和元年6月10日(月)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、詳細仕様書の交付方法、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札参加申請書等は新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) 消費税等の税率改正に伴う変更契約

契約期間の中途において消費税等の税率改正があった場合は、変更契約を行うものとする。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

IPR Mobile Radio Set [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Mon.) June 17, 2019

(3) Date of bid opening:

2:30P.M. (Tues.) June 18, 2019

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月7日

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

ジェット燃料油(品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり)

① ローリー 214,125リットル ② ドラム 6,200リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成31年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
新潟米油販売株式会社
新潟県新潟市中央区上大川前通12番町2708番地1
- 7 契約価格
単価契約（1リットル単価） ①142.51円 ②181.44円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
遺失物管理システムの借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成31年4月5日
- 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社法人事業本部新潟法人支店
新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番8号
- 7 落札価格
81,246,000円
- 8 入札公告日
平成31年2月19日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成28年11月25日付け新潟県選挙管理委員会告示第124号の一部を次のとおり改める。

令和元年5月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成31年4月4日

政治団体の名称 新潟市医師連盟

（報告年月日平成28年9月9日）中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	22,281,025	21,781,025
前年繰越額	19,854,690	19,354,690

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成29年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第86号の一部を次のとおり改める。

令和元年5月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成31年4月4日

政治団体の名称 新潟市医師連盟

(報告年月日平成29年3月31日)中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	22,955,430	22,455,430
前年繰越額	20,596,974	20,096,974

◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成30年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第79号の一部を次のとおり改める。

令和元年5月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成31年4月4日

政治団体の名称 新潟市医師連盟

(報告年月日平成30年4月2日)中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	23,118,053	22,618,053
前年繰越額	20,807,834	20,307,834

訂正報告年月日 平成31年4月5日

政治団体の名称 新潟県歯科医師連盟村上・岩船支部

(報告年月日平成30年4月2日)中

項目	訂正後	訂正前
2 支出総額	299,358	219,358
4 支出の内訳		
政治活動費	299,358	219,358
組織活動費	299,358	219,358